

## 平成27年年次報告書の概要

### 1 本報告書の趣旨及び対象期間

- 本報告書は、審査会規程第22条第1項において、審査会が毎年1回調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、会長から議長に提出されるものと規定されていることに基づくものである。
- 本報告書の対象期間は、平成27年3月30日から同年12月31日までとする。

### 2 審査会の設置の経緯等

#### (1) 審査会の設置の経緯

- 本審査会は、国会法等改正法等が施行された平成26年12月10日に設置された。
- 平成27年3月25日の参議院本会議で委員が選任された。
- 3月30日に全8名の委員が特定秘密等を漏らさない旨の宣誓をし、同日開催された初回の審査会において、金子原二郎君（自民）が会長に選任された。
- 6月17日の審査会などで保護措置に関する内規・申合せ計14件を制定した。

#### (2) 審査会の組織

- 8名の委員から組織され、事務を処理させるため事務局を置いている。

#### (3) 審査会の任務・権限等

- 審査会は、特定秘密の保護制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況について「調査」し、また、委員会等からの特定秘密の提出（提示）要求に係る行政機関の長の判断の適否を「審査」するため設置された。
- 「調査」においては、政府の年次報告を受けること、個別の特定秘密の提出（提示）を求めること、制度の運用についての改善「勧告」等ができる。また、「審査」においては、当該特定秘密の提出（提示）を求めること、行政機関の長に対して委員会等への報告又は記録の提出の「勧告」等ができる。

### 3 審査会の活動経過等

- 政府の年次報告を基に、平成26年中に行った特定秘密の指定を中心に「調査」を行った。
  - ・ 上川国務大臣から政府の年次報告の概要説明聴取。
  - ・ 内閣官房及び内閣府独立公文書管理監から補足説明聴取及び質疑。
  - ・ 10の行政機関から指定の概要について説明聴取。
  - ・ 審査会抽出の計50件の指定書について、10の行政機関から説明聴取及び質疑。
  - ・ 審査会要求の警察庁、外務省及び防衛省の特定秘密文書等各1件（計3件）の提示を受け、説明聴取及び質疑。
  - ・ 岩城国務大臣、内閣官房及び内閣府独立公文書管理監に対し締めくくり的な質疑。
  - ・ 内閣衛星情報センターに委員派遣を実施（同センターにおいて特定秘密文書等1件の提示を受けた）。
  - ・ このほか、委員（民主）から国家安全保障会議及び警察庁の各1件の特定秘密文書等の提示要求の動議が出されたが、同動議は否決。
- 審査会における各委員からの指摘のうち5件については、当該行政機関から特定秘密指定書等の修正を行った旨の回答を得た。
- 「審査」及び「勧告」は行わなかった。